

グローバルサウス諸国との連携強化推進会議の開催について

令和5年10月16日
内閣総理大臣決裁
令和6年6月10日
一部改正

1. 我が国とグローバルサウス諸国との連携を強化し、我が国経済の振興等を図る観点から、連携強化策について関係省庁で検討するため、グローバルサウス諸国との連携強化推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
2. 推進会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房長官
議長代行	内閣官房副長官（衆）
副議長	内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当）
主査	内閣官房内閣審議官（海外ビジネス投資支援室） 外務省総合外交政策局長 経済産業省通商政策局長
構成員	内閣官房内閣審議官（国家安全保障局） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付（経協インフラ担当）） 金融庁総合政策局国際総括官 総務省国際戦略局長 外務省国際協力局長 財務省国際局長 文部科学省国際統括官 厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当） 農林水産省輸出・国際局長 国土交通省国際統括官 国土交通省大臣官房海外プロジェクト審議官 環境省地球環境局長 防衛省防衛政策局長

3. 推進会議の庶務は、外務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前三項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。